

第7回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年10月25日)

午後1時30分時開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第5 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名、全員です。定数に達しておりますので、ただいまから第7回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に5番加川委員、6番神野委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので加川委員、神野委員を議事録署名委員に決定をいたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから何かございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第6回総会以降の経過報告になります。10月8日農地情報公開システム操作研修会が札幌市で開催されまして、私が出席しております。農地情報公開システムの地図の活用について、農林水産省共通申請サービスとの連携についてなど研修を受けて参りました。13日令和2年美深町議会第5回臨時会が開催されまして、山崎局長、中村次長が出席しております。臨時会では、農業関係についての案件はありませんでした。21日、美深町就農計画認定委員会が開催されまして、藤本会長、山崎局長、私が出席しております。新規就農予定者として研修をして参りました〇〇〇夫妻について、研修中止の報告と〇〇夫妻の研修状況の報告、新規就農者として〇〇夫妻、〇〇夫妻の就農状況報告がありました。23日美深町まちづくり研修会、瓜田代理、加川委員が出席されております。〇〇〇地区を視察されております。26日本日、農政小委員会、総会後に開催いたします。第7回美深町農業委員会総会です。第7回総会以降の予定です。11月19日令和2年度全道グリーンアドバイザー研修会が札幌市で開催されます。私が出席の予定です。第8回美深町農業委員会総会ですが、通常ですと25日になりますが、11月25日か26日に開催したいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。それでは、11月26日に第8回美深町農業委員会総会を開催します。報告は以上です。

藤本会長 | ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜わります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長

<日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、3ページをお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により美深町長より決定を求められた令和2年度第6号農用地利用集積計画について、審議を求めます。

整理番号25番、譲渡人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、5ページまで続きまして、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年10月27日、対価の支払期限は令和3年9月30日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り△△, △△△円、端数を調整しまして価格総額は△△, △△△, △△△円の売買の案件です。譲渡人につきましては、今回離農されるということで農地を売買されます。

整理番号26番、譲人、〇〇〇〇〇△条△丁目△番△号 〇〇〇〇〇さん、譲受人は整理番号25番と同じです。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年10月27日、対価の支払期限は令和2年12月25日、土地の引渡時期は対価の支払日、価格は反当り△△, △△△円、端数と総額△, △△△, △△△円、売買の案件です。譲渡人の農地につきましては、前回総会で解約されました農地になります。今回売買の案件として提出がありました。6ページをお開きください。

整理番号27番、貸主、字〇〇△△番地、借主は整理番号25番と同じです。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡の使用貸借です。期間は令和2年10月27日から令和4年3月31日まで、使用貸借となりますので小作料は無償です。こちらの農地は、〇〇さんが使用貸借していた農地になります。今回解約となりまして、貸主と〇〇さんが使用貸借していた残存期間で町から新しい貸主に使用貸借となります。使用貸借になりますが、今まで議案で合意解約で解約成立の確認をしていましたが、今回農業会議の事務局の研修会がありまして、その中で使用貸借については、農地法で解約の規定がないものですからこちらは農業委員会で審議の必要はないというので、今回使用貸借の合意解約の届出はいただきましたが、農業委員会総会の議案には載せておりませんのでご了承ください。

整理番号28番、譲渡人、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年10月27日、対価の支払期限は令和2年12月25日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り△△, △△△円、価格総額端数を調整しまして△, △△△, △△△円、売買です。譲渡人が離農されるため農地の売買となります。別紙参考資料をご覧ください1ページ目上段が、整理番号25番になります。〇〇△〇、△〇付近の農地と離れたところに〇〇△△△-△があります。下段は整理番号26番と27番を表記しております。26番は赤枠で囲ったもの、27番ですが、△

△△-△と△△△-△△の間にある細い所が整理番号 27 番になります。この△△△-△は鉄道用地になりまして、今回使用貸借で賃貸をすることになります。続いて 2 ページになります。こちらは整理番号 28 になります。〇〇〇〇〇〇から北に少し行った所になりまして、〇〇さんの家の周囲にある農地が全て売買になります。〇〇さんが所有する農地とは隣接しており、使い勝手の良い農地になるかと思えます。説明以上です。

藤本会長

議案第 1 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 1 号農地利用集積計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長

<日程第 4>議案第 2 号農地法 4 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、7 ページをお開きください。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。
整理番号 2 番、土地所有者、〇〇〇〇〇〇△△〇〇△△番地 〇〇〇さん、転用者、同住所の〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△、△△△㎡の自己転用です。転用の目的は農業用倉庫の建設、作業場・通路の確保です。転用の理由は収穫した作物の保管および農業用機械の収納する倉庫が手狭となったため新築するが、既存の農業用施設内では設置する場所がないため、隣接する当該地に申請をするです。計画の内容、農業用倉庫、建築面積△△△. △△㎡、所要面積△△△㎡、作業場・通路、所要面積△△△㎡、合計建築面積△△△. △△㎡、所要面積△、△△△㎡です。工事計画期間は許可日から令和 3 年 6 月 30 日です。〇〇〇さんと〇〇さんのご関係ですが、親子になりまして、〇〇さんが農業経営主として経営しております。別紙資料の 3 ページをご覧ください。上段には転用場所の広域地図です。左側にちょっと見にくいですが、小さく赤枠で囲ってある所が転用場所となります。下段は配置図になります。〇〇から〇〇〇にぬける道路沿いになりまして、〇さんが以前住んでいました住宅や倉庫、農地がありまして、既存倉庫の裏手に新しい倉庫を、その横に作業スペースとして機械を置いたり、収穫のための箱などを一時的に置く場所として使います。説明以上です。

藤本会長

議案第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 その他

藤本会長	<日程第5>その他、委員のみなさまから何かございませんか。
7番 杉田委員	はい、7番。
藤本会長	はい、7番。
7番 杉田委員	7番、杉田です。本日農政小委員会を開いて、打ち合わせをしたいと思いますので委員の方は残っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
藤本会長	他にございませんか。
藤本会長	事務局から何かございませんか。

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第7回美深町農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。
------	---

※終了 午後1時50分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 5 番

⑩

署名委員 6 番

⑩